

〔資料6〕

環境省北海道環境パートナーシップオフィス 第3期(2012～2014年度)総括(まとめ)

2015年1月22日

環境省北海道地方環境事務所

公益財団法人北海道環境財団

① 第3期の事業方針

1. 環境教育等促進法の制度活用を推進する

- 2012年10月全面施行～促進法第19条に基づく国の中間支援拠点として、普及、活用を先導する役割

2. 国の事業である強みを最大限生かす

- 促進法第19条に基づく国の中間支援拠点としての活動への要請
- 全国ネットワークとしての事業展開
- 政策コミュニケーションの推進
- 国際的な動きを地域をつなぐ

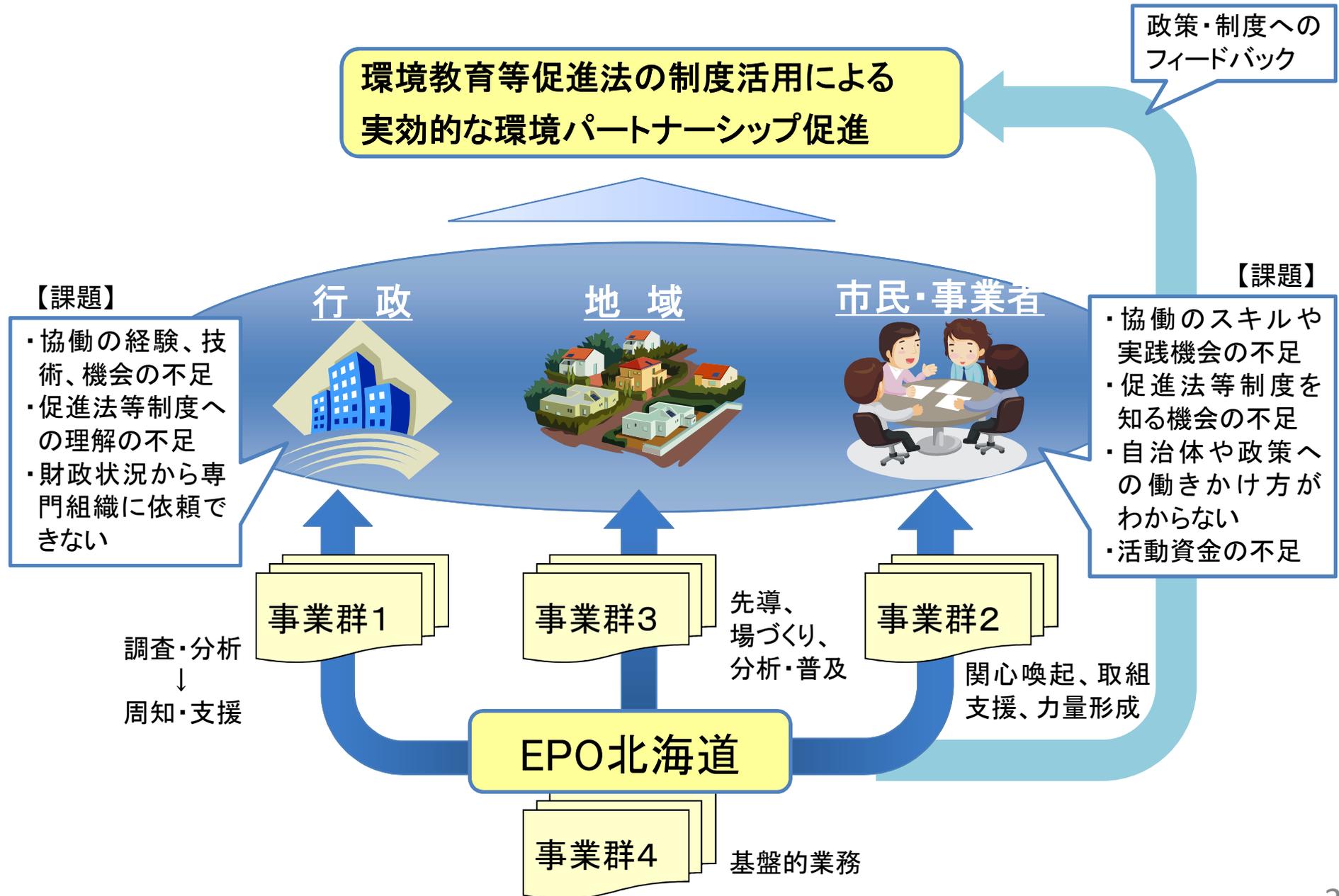
3. 第1期、第2期の成果を継承、発展させる

- 第2期までのプロジェクトやネットワークの活用
- 「環境中間支援会議・北海道」の発展

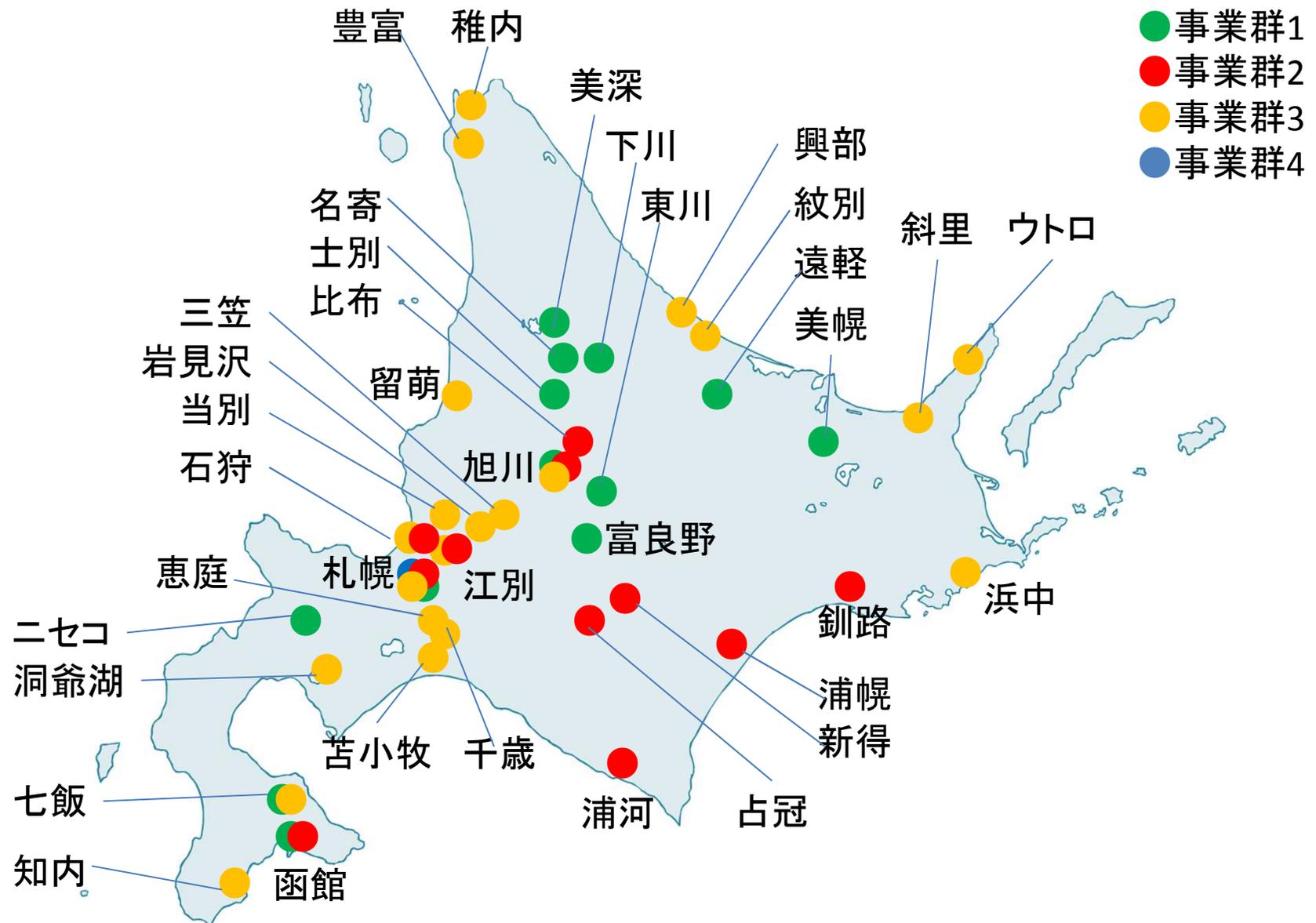
4. 選択と集中を行い、柔軟な事業展開を図る

- (一過性の行事ではなく)プロジェクトによる課題解決や自立発展を志向
- 少人数による事業運営や情報共有における工夫

② 第3期の目標と事業構成



③ 第3期の主な事業実施地・活動地



④ 当初方針への対応状況

1. 環境教育等促進法の制度活用の推進

- 事業群1及び2をととして、道内の自治体(環境省)、NGO/NPO、事業者等の立場別に課題解決やキャパシティビルディングを指して事業を展開し、政策コミュニケーションの推進に向けたPCWの手法開発などのアウトカム成果が得られている。
- 事業群3により、現場レベルで協働取組の加速化や中間支援組織間連携はそれぞれ一步前進させることができた。
- △ 各対象別の課題解決に向けた戦略を絞りこみきれず、事業群1及び2では明確なインパクトに至れていない。
- △ 促進法の諸制度の周知は不十分で制度活用は進んでおらず、自治体についても関心喚起の途上にある。

2. 国の事業としての役割

- 事業群3-1では、自治体関与の中間支援組織間協働の事実上の促進役として活動し、アウトカムを得ている。
- 事業群3-2,3-3については、目標設定や評価手法づくりを含め、全国事業の進行管理に一定程度貢献してきた。
- Rio+20の発信やRCE設立支援等、地域と国際的な話題や仕組みをつなぐ活動を実践してきた。
- △ それぞれ確かな手応えとアウトカムを得てはいるが、全国事業としては実働の途上にある。
- △ ESDについては政策的な課題もあり、国連10年計画の評価や今後の方針づくりに十分に関与できていない。

3. 第2期までの成果の継承、発展

- スタッフの人脈を含めて第2期のリソースを継承、活用し、複雑な与件の中で新たな事業を効率的に開始、運営できた。事業の企画や運営に加え、第2期の課題でもあった事業評価や情報発信に関するスタッフの力量も着実に向上している。
- △ 事業群3-1では、小さいながらもインパクトも得られているが、ネットワークの拡大や今後のビジョン等に課題を残す。

4. 選択と集中、柔軟な事業展開を図る

- 全般に一過性行事は避け、外部からの共催要請等についても事業計画上の位置づけを考慮して対処してきた。
- 事業の進捗を独自のシートで管理し、方向性を拡散させずに事業群に軸をおく活動に徹することができた。
- △ 事業群ごとにエフォート率を設定したが、全般的に事業量が過大となり、事業群1及び2に関しては目標に比して十分な投入ができなかった。
- △ IT活用とスタッフ会議により最大限効率的に情報共有、意思決定してきたが、出張、外勤が非常に多く意思疎通に課題を残す。

⑤ 第3期の代表的な成果

1. 協働促進の本格的な支援と分析・評価技術

2013年度から事業化された協働取組加速化事業(事業3-2)は、公募により選考された案件をEPOが伴走支援するとともに、第三者的に参与観察することで、協働の促進要因や阻害要因を明らかにしようとするものである。相談対応や行事共催レベルではなく、単年度とはいえ事業設計から評価に至るプロセスを支援対象団体と共有しながら進めること、全国事業としての分析手法の開発や有識者による助言等を併用すること、EPOの中間支援機能の力量形成自体を正面から目的に含むこと、ESD推進人材育成事業(事業3-3)とともに全国事業への設計や進行管理に参画すること等、国の政策と地域の現場を実働的につなぐ初の本格的な事業であった。2014年度までの2年間をとおして、ほぼこれらの意図どおりのノウハウを体得することができた。全国的な集約による分析や一般化は2015年度以降となるが、全国ネットワークとしてのEPO事業のひとつのスタイルが得られたと考えられる。

この事業では、協働促進における中間支援組織の役割や評価手法についても整理されつつあり、今期のEPO事業の評価にもその手法を活用している。

2. 政策コミュニケーション推進の糸口

第2期の後半に着手した政策コミュニケーションの推進に関する取組として、国や自治体の政策に関する意見交換の場づくりの手法を開発し、実践を重ねて実用化することができた。市民と政策との距離から、単独では意見提出しにくいパブリックコメント等を、コミュニケーションの機会を設けることで理解促進や意見表明につなげるもので、限られた実践事例ではあるが、その効果を確認できている。簡単なマニュアル化も行っており、次期以降での活用やEPO北海道発の全国への普及を期待できる。EPOによる実践のみならず、行政職員や他分野の中間支援組織等への移転も考えられる。

3. 中間支援拠点間連携の深まりと変革への示唆

第2期の成果でもある「環境中間支援会議・北海道」は、北大環境科学院との連携協定に基づき、「もうひとつの北海道環境白書」を2巻刊行し、延べ約30人の取材対象との対話、アウトリーチや、活動経緯の記録、オリジナルなデータの発信、大学院教育との連携、構成機関の連携によるプロモーション活動など、今後につながるいくつもの成果をもたらした。会議体としての継続も規約化により担保されている。

一方で、4拠点(+北大)による負担の分散や上位目標に対する次の協働目標の獲得に向けた限界が見えてきたことにより、連携対象の拡大や連携事項の絞り込み等、この枠組みの変革や新たなステージへの移行に向けた示唆が得られた。

⑥ 課題等

1. 対象別アプローチからプロジェクト型事業運営へ

第3期EPO北海道は、環境教育等促進法の本格施行にあわせ、同法第19条に基づく国の政策推進拠点として、特に官民間の政策協働の強化に向けて、各セクタの課題解決(事業群1,2)と先導(事業群3)を目指してきた。同法を受けた協働取組加速化やESDのブロック単位の促進拠点として全国事業の担い手となったこともあり、他の機関・組織にはない中間支援活動の実績をあげることができた。また、環境中間支援会議北海道を主導し、全国でも貴重な政策拠点間連携を深めることができた。

一方、前述のとおり、道内の自治体、事業者、NGO・NPOそれぞれが抱える阻害要因の明確化と解決については、業務全体の中で必ずしも十分に投入できず、今後、戦略の再検討を要する。ただし、個々の課題を掘り下げて対象ごとに対応事業を構成することは現在のEPOの活動規模では困難であり、今後は、「国ならでは」の与件を踏まえつつも、地域や政策各分野での具体的な課題解決を中心に(「広く浅く」ではなく)実施プロジェクトを絞り込み、活動をより重点化していくことが望ましい。

2. 調査・分析・政策提言機能強化の必要性

今期の活動で各対象分野別の課題解決アプローチが十分に取れなかった原因の一つとして、各分野の状況や課題に関する全体像が把握されておらず、一方で官民それぞれによる部分的な取組が先行しており、戦略が立てにくかったことがあげられる。上記1にかかわらず、こうした状況把握と見える化は、当事者や関係者の関心喚起や連携促進に加え、役割分担の再構築や政策根拠としても必要であり、自治体政策を補完する国の役割としても、国の政策と地域をつなぐ中間支援拠点としても重要である。

今期の活動においても、事業群1において道内市町村向けアンケート調査やヒアリング等を重ねてきたが、事業者やNGO・NPO、中間支援拠点等を含め、それらが置かれている状況や課題を調査により把握し、関係者との協働による分析や「白書」としての発信、政策提案等を行っていくことが有効と考えられる。

3. 国の政策推進拠点機能の明確化

EPOは国の政策推進拠点として、民間団体や自治体では解決しない地域課題に取り組むことが必要である。第3期の活動においてもそのことを意識してきたが、そもそもEPOの基本仕様は、情報提供、相談対応、協働促進等、抽象的に示されているにすぎず、事業群3-2,3-3等の具体的な事業の開始にあたっては、その検討から必要な状況にあった。こうしたEPOの役割の明確化に向けて、上記1,2の実践により自ら見える化を図るとともに、全国事業への提案や参画をとおしてネットワーク全体の機能を高めしていくことが求められる。